

電話再診による処方 of 臨時的な取扱いについて

当センターでは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、定期的に当センターを受診されている患者さんで、慢性疾患治療薬を処方されている方に対して、感染拡大防止の観点から、当分の間、下記のとおり電話再診による処方を行うこととしましたので、お知らせします。

なお、今回の対応は、臨時的な取扱いであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る国等の動向に応じて、終了時期を調整することとなります。

記

- 1 専用ダイヤル設置期間（実施期間）
令和2年3月25日（水）～（終了期間未定）
- 2 対 象
当センターに慢性疾患で定期受診をされている患者さんのうち、主治医が電話での処方を認める方
ただし、電話による処方が患者さんにとって危険性があると主治医が判断した場合は、来院いただく必要があります。
- 3 受取り方法
 - (1) 当センターからご希望（最寄り）の調剤薬局へ処方箋をFAXし、処方薬を当該薬局で患者さんご本人が受取りいただく。（原本は、当センターから当該薬局へ後日郵送）
※ 翌日以降に、当該薬局に薬の準備が完了していることを確認のうえ、受取りに行ってください。
 - (2) 患者さんご本人が、当センターまで処方箋を受取りにお越しいいただくことも可能です。

～電話再診処方相談専用ダイヤル～

原則、患者さんご本人からのお問い合わせのみの対応となります。

受付時間：平日 13時から 16時まで

電話番号：079-497-7040